

○逗子市知的障がい者等雇用報償金支給要綱

昭和61年11月12日

要綱

改正 平成18年4月1日

〔題名改正〕

平成26年4月1日

〔題名改正〕

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の障がい者の雇用の促進と就労の定着を図るため、事業主に
対して障がい者雇用報償金（以下「報償金」という。）を予算の範囲内で支給するこ
とについて必要な事項を定めるものとする。

(平成31年4月1日・全改)

(支給対象障がい者)

第2条 報償金は、市内に住所を有する（市外のグループホーム等に入居する場合であ
って、市が援護を実施するときを含む。以下同じ。）在宅の障がい者で、次の各号の
いずれかに該当する者（以下「知的障がい者等」という。）を雇用する事業主に支給
するものとする。ただし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職
業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）の規定に基づき、特定求職者雇
用開発助成金の支給を受けている者は除く。

- (1) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付
を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規
定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) その他前2号に準じる者として市長が認める者

(平成31年4月1日・全改、令和3年1月1日・一部改正)

(支給対象者)

第3条 報償金の支給の対象となる事業主は、市内に住所を有する知的障がい者等を3
月以上雇用しようとする市内外で事業を行う者であって、次の各号に掲げるとおりと
する。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条の規定における、常時雇用する労働者が100人以下で、同法第53条に規定する障害者雇用納付金の対象とならない者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定される就労継続支援A型事業所
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要があると認める者
(平成31年4月1日・追加、令和3年1月1日・一部改正)

(認定申請)

第4条 報償金の支給を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、雇用報償金受給資格認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に速やかに提出するものとする。

- (1) 知的障がい者等の療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- (2) 知的障がい者等との雇用関係を証する書類
- (3) 知的障がい者等の勤務時間、給与額等の雇用条件がわかる書類
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(平成31年4月1日・旧第3条繰下・一部改正)

(資格の認定)

第5条 市長は、前条の規定により申請を受理したときは、報償金を受ける資格を調査し、その適否を決定し、その旨を雇用報償金受給資格認定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(平成31年4月1日・旧第4条繰下)

(支給の請求)

第6条 前条の認定を受けた申請者で知的障がい者等を3月以上雇用したものは、雇用報償金支給請求書（第3号様式）及び雇用報償金請求内訳書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 雇用報償金支給請求書及び雇用報償金請求内訳書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

- (1) 4月から6月までに係る分 7月10日
- (2) 7月から9月までに係る分 10月10日
- (3) 10月から12月までに係る分 1月10日

(4) 1月から3月までに係る分 4月10日

3 報償金は、前項の定める各提出期限月の末日までに支給する。

(平成18年4月1日・平成26年4月1日・一部改正、平成31年4月1日・旧第5条繰下・一部改正)

(報償金の額等)

第7条 報償金の額は、雇用した知的障がい者等1人につき月額30,000円とする。

2 報償金は、第4条の規定による申請をした日の属する月から、市長が支給すべきものと認めた月までにおいて、1月当たり40時間以上勤務した月分を支給する。

(平成18年4月1日・平成26年4月1日・一部改正、平成31年4月1日・旧第6条繰下・一部改正)

(取消し及び返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、報償金の支給を取り消し、又は既に支給した報償金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第3条に規定する支給の対象の要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の行為により報償金の受給資格の認定を受け、又は報償金の支給を受けた者があるとき。

(平成18年4月1日・全改、平成31年4月1日・旧第7条繰下・一部改正)

(届出)

第9条 事業主は、第4条に規定する申請又は第6条に規定する請求をした後において、その内容に異動を生じたときは、直ちに雇用報償金異動届出書(第5号様式)を市長に届け出るものとする。

(平成31年4月1日・旧第8条繰下・一部改正)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平成31年4月1日・旧第9条繰下)

附 則

この要綱は、昭和61年11月12日から施行する。

(平成31年4月1日・旧第1項・一部改正)

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する

附 則（平成18年4月1日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月1日）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。